

# 国保だより

平成25年4月1日号  
八代市役所 国保ねんきん課 TEL 33-4113

保存版

## 国民皆保険

病気がケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、すべての人が必ず何らかの医療保険に加入することになっています。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度の健康保険に入っている人、または生活保護を受けている人を除くすべての人は、国民健康保険に加入することになります。

## 届出は14日以内に！

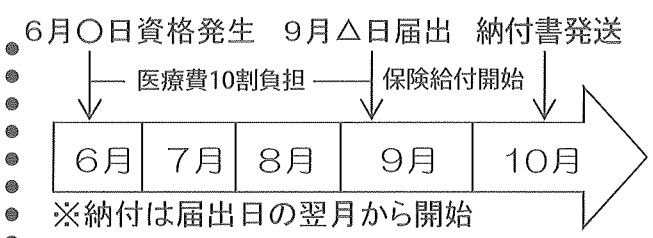
退職等の理由で健康保険の資格を喪失してから、14日以内に国民健康保険加入届出が出来なかった場合は、医療費の保険適用は届出日からとなり、届出日の前日までの医療費は全額自己負担となります。

また、国民健康保険税は国保へ加入する資格が発生した月に遡って納めることとなります。必ず14日以内に届出をしましょう。

例) 医療費が1万円の場合

受診時、保険証を提示した場合…	自己負担 (3割) 3,000円	国保が負担 (7割) 7,000円
-----------------	---------------------	----------------------

受診時、保険証を提示しなかった場合…	全額自己負担 10,000円
--------------------	-------------------



上の場合、保険税は届け出をした9月分からではなく、6月分から翌年3月までの10カ月分を10月から3月の6期で納めていただくこととなります。

次のような場合には、必ず14日以内に市役所国保ねんきん課または各支所国保担当課の窓口へ届け出てください。

	このような場合に届け出てください	届出に必要なもの
国保にはいるとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書、印かん
	勤務先の健康保険などをやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	勤務先などの健康保険資格喪失証明書、印かん
	健康保険などの任意継続の期間が終了したとき	任意継続の資格喪失証明書、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、印かん
	子供が生まれたとき	印かん
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	国保の保険証、印かん
	勤務先の健康保険などに加入したとき、または被扶養者となったとき	勤務先の保険証または加入証明書、国保の保険証、印かん
	生活保護を受けるとき	生活保護開始決定通知書、国保の保険証、印かん
	死亡したとき	国保の保険証、喪主の通帳、印かん
そのほかのとき	住所、世帯主、氏名が変わったとき	国保の保険証、印かん
	世帯が分かれたり一緒になったとき	国保の保険証、印かん
	修学のため他の市町村へ転出するとき(学生の特例)	在学証明書、国保の保険証、印かん
	退職者医療制度に該当したとき ※1	年金証書、国保の保険証、印かん

※1 対象となる人(①～③を満たす人とその扶養家族)  
 ①国民健康保険に加入していること  
 ②年齢が65歳未満であること  
 ③厚生年金や共済組合の老齢(退職)年金を受けていて、これらの年金制度の加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上あること

## 出産育児一時金

八代市国民健康保険に加入されている方が出産された場合、世帯主に支給されます。医療機関が直接、世帯主に代わり八代市に出産育児一時金を請求する直接払い制度もあります。一時金の額には、経過的な措置がありますので、手続き等の詳細については、お問合せください。

## 葬 祭 費

国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬儀を行った人(喪主)に30,000円が支給されます。◆申請に必要なもの…喪主の印かん、喪主名義の預金通帳

## 高額療養費

### 【限度額適用認定証のご案内】

ご入院や高額な外来診療を受ける予定のある方は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けられることをお勧めします。この認定証を医療機関に提示すると、医療費の請求額を世帯の負担すべき限度額までで止めることができます。

(右表参照)  
認定証の交付対象者は、70歳未満の方と、70歳以上の住民税非課税世帯のみとなります。(ただし、国保税に滞納がある場合は交付できません。)

また、住民税非課税のご世帯は、入院時食事療養費もお安くなります。

なお、認定証の提示がない場合は従来通り高額療養費の払い戻しの申請をしていただくこととなります。

認定は申請された月からです。お早めをお願いします。

◆申請に必要なもの…保険証、印かん

### 【高額な医療費を支払ったとき】

同一月の1カ月間に自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合、高額療養費の払い戻しの申請ができます。

払い戻される額は、支払った医療費を入院分と外来分にわけて、高額該当回数、課税状況などにより定められた「自己負担限度額」を超える部分が対象となります。

ただし、保険適用外(入院時食事療養にかかる標準負担額や差額ベッド代など)については、高額療養費の対象となりません。

診療月の翌月から起算して2年間が申請できる期間(時効)となりますので、お早めの手続きをお願いします。

◆申請に必要なもの…保険証、領収書、印かん、世帯主名義の預金通帳

### 【高額療養費の自己負担限度額】

所得等の世帯状況は診療月の初日で判断します。(世帯分離の場合は除く)詳しくはお尋ねください。

#### 70歳未満

個人毎に1カ月の領収書の自己負担額が、同じ医療機関、入院・外来毎に21千円を超える分が対象

	過去12カ月間で3回目まで	4回目以降
上位所得世帯(※2)	150,000円 + (医療費総額 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般世帯	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
低所得世帯(※3)	35,400円	24,600円

(※2)世帯の国保税課税所得600万円以上

(※3)住民税非課税世帯

#### 70歳以上

	保険証の記載	外来(個人)	過去12カ月間で3回目まで	4回目以降
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般	1割	12,000円	44,400円	
低所得区分Ⅱ(※4)		8,000円	24,600円	
低所得区分Ⅰ(※5)			15,000円	

(※4)世帯主と国保被保険者が市民税非課税

(※5)世帯主と国保被保険者が市民税非課税で所得がない場合(65歳以上の公的年金控除は80万円を計算)

## 療養費の支給

下の表の場合は医療機関等でいったん全額自己負担となりますが、国保の窓口へ申請し、審査決定すれば、自己負担割合分を除いた額が払い戻されます。

なお、医療費等を支払われた翌日から2年を過ぎると時効となり、申請できませんので、ご注意ください。

医療の内容	申請に必要なもの
事故や急病など、やむをえない理由で、被保険者証を持たずに医療機関で治療を受けた場合	診療内容の明細書、領収書、保険証、印かん、預金通帳など
★コルセットなど治療用装具を購入したとき ※6	医師の診断書か意見書、領収書、保険証、印かん、預金通帳など
柔道整復師の施術代(骨折、脱臼、打撲、捻挫など) ★骨折及び脱臼の施術(応急処置時を除く)	明細がわかる領収書、保険証、印かん、預金通帳など
★輸血のための生血代(病院を通じて購入した場合)	医師の診断書と輸血証明書、領収書、保険証、印かん、預金通帳など
★医師の同意がある、はり・きゅう・マッサージ代	医師の同意書、領収書、保険証、印かん、預金通帳など
海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき(治療目的での渡航は除く)	診療内容の明細書と領収明細書(日本語訳を添えて)、保険証、印かん、預金通帳など《申請前に窓口にご相談ください。》

★は医師が認めた場合に適用

※6 平成18年4月1日から、小児弱視などの治療用めがね(コンタクトレンズ含む)の費用が、また、平成20年4月1日から、四肢のリンパ浮腫の治療用弾性着衣等の費用が国民健康保険療養費の対象になりました。詳しくはお問合せください。

※注意!有効期限の短い保険証をお持ちの方は、高額療養費や療養費の口座への送金はできません。窓口でのお受取りとなり、納税相談を行っていただきます。

## 医療費通知について

医療費通知は、国民健康保険を適用して医療機関等を受診された状況をお知らせするものです。平成25年度は、5月・8月・11月・2月の計4回(通知1回につき、3カ月分の診療期間)発送する予定です。内容は、受診した医療機関等の名称、医療費(10割で受診した場合の金額)、患者負担相当額などが記載されます。

## はり・きゅう等施術の助成

はり・きゅう等施設利用券の交付をしています。八代市が指定した施術所に本券を持参すると1,000円引きで施術を受けることができます(年間15回まで)。八代市国民健康保険に3カ月以上加入していて、国保税等の未納がない方が対象です。◆申請に必要なもの…保険証

## 交通事故等で治療を受ける場合

国保を使って診療を受ける場合は、事前に届出が必要です。

国保へ届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、国保が使えなくなる場合がありますので、示談をする前に必ず「国保担当の窓口」へご相談ください。

# 脳ドックの募集(前期)のお知らせ

八代市国民健康保険加入者が募集対象となります。  
40歳以上の方は脳ドックと特定健診をセットで受けていただきます。

応募できる人

下記の①～④の条件をすべて満たす人が対象となります

- ①平成25年4月10日現在で八代市国民健康保険に3ヶ月以上加入している人
- ②平成25年2月28日現在で国保税の滞納がない世帯の人
- ③平成25年4月10日現在で満30歳以上75歳未満の人(後期高齢者医療制度にご加入の方は対象外)
- ④受診結果等について、八代市の保健事業に活用することを承諾できる人

※受診当日、八代市国民健康保険に加入していない場合(社会保険加入等)は受診できません。

●特定健診とは、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。40歳以上75歳未満の方が対象となります。生活習慣病は国民医療費の約3割で、死因別死亡割合も6割を占めています。そこで、特定健診によって生活習慣病の発症のリスクを確認し、生活習慣を見直し、医療費の適正化を図ります。毎年、特定健診を受けることが重要です。八代市では、いつまでも健康でいていただくために特定健診受診率向上を目指しています。

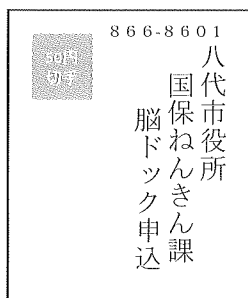
【特定健診に関するお問合せ先：はつらつ健康課 TEL 32-7200】

募集人数：合計 390人 受検期間：平成25年5月～平成25年9月まで

## 申し込み方法

- (1)郵便ハガキ又は封書のみ受付となります。次の(2)の項目を記載して投かんしてください。お一人様一通のみ有効となります。医療機関は右の表の6医療機関からお選びください。
- (2)①郵便番号、住所、②氏名(ふりがな)、③生年月日、④電話番号  
⑤希望する医療機関(第一希望のみを記載してください) (下記参照)

申込ハガキの書き方(封書の場合も記載項目は同様です。)



- ① 郵便番号
- ② 住所
- ③ 氏名(ふりがな)
- ④ 生年月日
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 希望する医療機関(第一希望のみ記載)

## 抽選方法など

- (1)コンピュータによる無作為抽出方式
- (2)抽選結果は圧着ハガキで平成25年4月29日迄に、ご本人宛に発送いたします。
- (3)当選された人は、直接、医療機関へ電話等で検査日等を御予約ください。

## 注意事項

- (1)記載事項に不備がある場合や申込条件を満たさない場合、**無効**となります。
- (2)申込は電話や窓口では受け付けられません。必ずハガキ又は封書で、**郵送**にて、お申込ください。

申し込み期限 平成25年4月10日(水)消印有効 ◆検査項目の詳細い内容等は

直接、医療機関へお尋ねください。

申し込み先 〒866-8601 八代市役所 国保ねんきん課 脳ドック申込

お問合せ：八代市役所 国保ねんきん課 ☎33-4113(直通)

## 脳ドックを実施する医療機関と費用や検査項目

医療機関	鶴田 胃腸科内科 日置町 Tel.31-5000	桜十字 八代病院 通町 Tel.32-7158	熊本 総合病院 通町 Tel.35-9196	熊本 労災病院 竹原町 Tel.33-4151	放射線科・内科 まきた クリニック 竹原町 Tel.45-9120	田淵内科 クリニック 高下西町 Tel.33-6727
受入可能人数	80人	110人	150人	60人	80人	50人

### I：昭和49年3月31日以前にお生まれの方(特定健診相当分の助成有)

検査費用	合計	35,740円	32,740円	36,750円	44,625円	35,740円	32,740円
	脳ドック	28,000円	25,000円	30,450円	38,850円	28,000円	25,000円
助成額	合計	21,940円	21,940円	20,500円	19,975円	21,940円	21,940円
	脳ドック	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
自己負担額	合計	13,800円	10,800円	16,250円	24,650円	13,800円	10,800円
	脳ドック	13,000円	10,000円	15,450円	23,850円	13,000円	10,000円
		800円	800円	800円	800円	800円	800円

### ※ II：昭和49年4月1日以降にお生まれの方(特定健診相当分は助成無)

検査費用	28,000円	25,000円	36,750円	44,625円	28,000円	25,000円
助成額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
自己負担額	13,000円	10,000円	21,750円	29,625円	13,000円	10,000円

検査項目等	脳ドック	①診察 ②造影剤を使った頭部CT・CT血管撮影(3D画像) ③頸動脈エコー *造影剤アレルギー、腎機能障害のある方は施行できません。 ※II：S49.4.1以降に生まれた方は、脳ドックのみの受診となります。	①診察 ②MRI・MRA ③血管の3D画像も併用 ④造影剤及び注射等は使用しません。 *心臓ペースメーカーを挿入されている方は施行できません。 ⑤血管年齢測定 ※II：S49.4.1以降に生まれた方は、脳ドックのみの受診となります。	①診察 ②MRI・MRA ③頸動脈エコー ④かなひろいテスト ⑤安静時心電図 ⑥その他、特定健診以外の脳ドックに関する検査項目 *心臓ペースメーカーを挿入されている方は施行できません。	①診察 ②MRI・MRA ③頸動脈エコー ④血圧脈圧測定 ⑤安静時心電図 ⑥その他、特定健診以外の脳ドックに関する検査項目 *心臓ペースメーカーを挿入されている方は施行できません。 日本脳ドック学会認定施設です。	①診察 ②造影剤を使った頭部CT・CT血管撮影(3D画像) ③頸部エコー(頸動脈・甲状腺) *造影剤アレルギー、腎機能障害のある方は施行できません。 ※II：S49.4.1以降に生まれた方は、脳ドックのみの受診となります。	①診察 ②2way式CT 任意～随時、造影CTあり *造影剤アレルギー、腎機能障害のある方は施行できません。 ※II：S49.4.1以降に生まれた方は、脳ドックのみの受診となります。
	特定健診 (熊本労災病院は、特定健診と同様の検査)	※II：S49.4.1以降に生まれた方は、受診できません。 ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④尿検査	※II：S49.4.1以降に生まれた方は、受診できません。 ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④尿検査	★脳ドックとセットになっています。 ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④尿検査	★脳ドックとセットになっています。 ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④尿検査	※II：S49.4.1以降に生まれた方は、受診できません。 ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④尿検査	※II：S49.4.1以降に生まれた方は、受診できません。 ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④尿検査
検査日	月～金曜日 (祝日除く)	月～金曜日 (祝日除く)	月～金曜日 (祝日除く)	月・火・金曜日 (祝日除く)	月～土曜日 (祝日除く)	月～金曜日(午後) (祝日除く)	

★熊本労災病院では、通常、特定健診は行われていませんが、脳ドックを受診される場合は特定健診と同様の検査と、インボディ測定及び健康指導を受けていただくこととなりますので、特定健診を受診されたものとさせていただきます。

- 脳ドックを受診された方は、本年度の特定健診を改めて受診していただく必要はありません。
- 脳ドックの検査結果に比べて特定健診の検査結果が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。